

この調査で使用している用語について

■【注1 同和地区】

同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、現在でも日常生活の上で差別を受けるなどの日本固有の人権問題です。

同和問題の解決に向け、平成14（2002）年3月に「地域改善対策特定事業にかかる国の財政上の特別措置に関する法律」が失効するまでの間、同和地区の環境改善や同和教育・人権啓発などの取組みが積極的に進められてきました。その際、取組みを進める対象地域として、法に基づき一定の地域が指定されており、この調査の中で「同和地区」という用語を使う場合、この法律によって指定されていた対象地域を示しています。

■【注2 ニューカマー】

1980年代以降に、様々な目的を持って新たに来日し定住した外国人を、他の定住外国人と区別してニューカマーと表現するようになりました。

労働権の保障や安心・安全な生活の保障など、ニューカマーには多くの課題があります。

日本による朝鮮植民地支配に、直接的、間接的に歴史的なルーツをもつ人やその子孫（オールドカマー）とは来日の背景や定住に至るまでの経緯が異なるため、抱える課題にも違いがあります。

■【注3 性的マイノリティ（少数者）】

性には、生物学的な性（からだの性）、性自認（こころの性。自分の性をどのように認識しているか）、性的指向（恋愛感情や性的な関心がどの性別に向いているか）の3つの要素があります。

性自認や性的指向は、本人の意思で選んだり、変えたりできるものではありません。

生物学的な性と性自認が一致している人や、性的指向が異性に向いている人が多数派とされ、これらにあてはまらない人がマイノリティ（少数者）とされています。

■【注4 ヘイトスピーチ】

特定の民族・国籍の人々を排斥する差別的言動のことです。「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」では、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動の解消を国や地方公共団体の責務としています。なお、職場で行われる、特定の人種、民族、国籍に係わる嫌がらせや「不適切で配慮に欠ける言動」はレイシャルハラスメントと言われ、身近に起こりうる人権問題の1つとなっています。

■【注5 人の輪】

毎年3月の第3日曜日の新聞折込で配布している人権啓発紙です。

■【注6 人権を考える市民の集い】

毎年12月4日から10日までの人権週間に、マドカホールで講演会などを開催します。

■【注7 人権を守る作品展】

毎年12月4日から10日までの人権週間に、マドカホールで人権尊重をテーマにしたポスターや標語の入選作品などを展示します。

■【注8 校区別人権問題研修会「なるほど！ 人権セミナー」】

毎年10～11月に市内20カ所で開催する、ドラマの視聴などによる研修会です。